

第 **117** 回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時	2022年3月24日（木曜日）午前10時
開催場所	大阪市北区梅田2-4-9 プリーゼタワー7F サンケイホールブリーゼ <small>※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。 ※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。</small>
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2022年3月23日（水曜日）午後5時まで

株 主 各 位

(証券コード 2206)

2022年3月3日

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

江崎グリコ株式会社

取締役社長 江崎 勝久

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年3月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー7F サンケイホールブリーゼ
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項 報告事項 1. 第117期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権行使の
お取り扱い (1) 書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glico.com/jp/>) に掲載させていただきます。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glico.com/jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎〈新型コロナウイルス感染症による感染予防に関するお知らせ〉
株主の皆様におかれましては、現下の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、当日体調がすぐれない方につきましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。つきましては、書面（郵送）やインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glico.com/jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年3月24日 (木曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2022年3月23日 (水曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2022年3月23日 (水曜日)
午後5時入力分まで

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

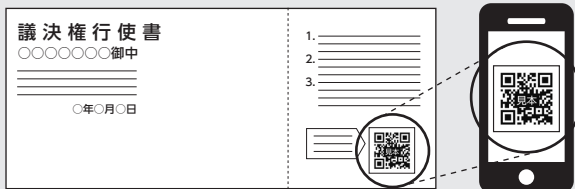
◎パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

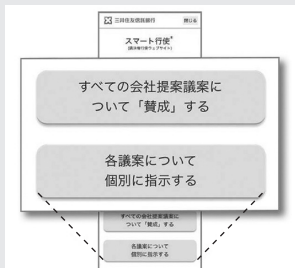
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、
右記にお問い合わせください。

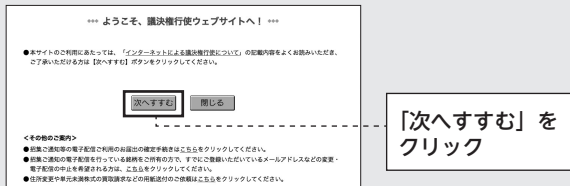
機関投資家の
皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に当該プラットフォームをご利用いただけます。

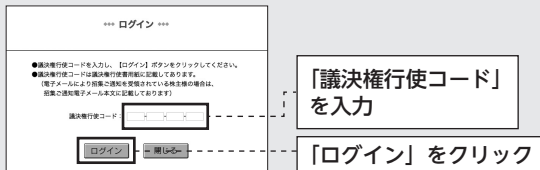
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

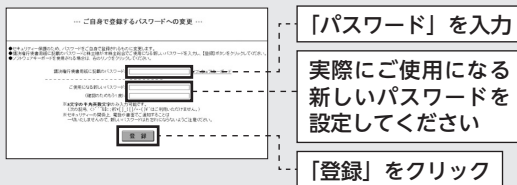
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 **0120-652-031**

受付時間：午前9時～午後9時

第1号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的事項の変更

今後の事業展開等を考慮し、現行定款第3条（目的）の一部を変更するものであります。

(2) 株主総会の招集権者の変更

2022年3月24日開催予定の第117回定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役会長を選定する予定であり、取締役選任の議案可決を前提に、以後の株主総会の招集権者につき、代表取締役会長がその任にあたりますよう、現行定款第14条（招集権者）の一部を変更するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑤（条文省略） ⑥医薬品、医薬部外品、化粧品 <small>の製造および販売</small> ⑦～⑱（条文省略）	(目的) 第3条（現行どおり） ①～⑤（現行どおり） ⑥医薬品、医薬部外品、化粧品、 <u>衛生用品</u> の製造 および販売 ⑦～⑱（現行どおり）



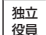
現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって<u>社長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって<u>会長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>会長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>定款第17条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 | 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	2021年度の取締役会出席状況
1	えざき かつひさ 江崎 勝久 	代表取締役社長	16回中16回
2	えざき えつろう 江崎 悦朗 	代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム、サステナビリティ、人事担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO	16回中16回
3	くりき たかし 栗木 隆 	取締役、研究フェロー、グリコ栄養食品株式会社代表取締役	16回中16回
4	ほんざわ ゆたか 本澤 豊 	取締役、コーポレートガバナンス担当、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役	16回中16回
5	ますだ てつお 益田 哲生   	取締役	16回中16回
6	かとう たかとし 加藤 隆俊   	取締役	16回中16回
7	おおいし かのこ 大石 佳能子   	取締役	16回中16回
8	はら じょうじ 原 丈人  	取締役	16回中15回

 再任取締役候補者  社外取締役候補者  独立役員候補者

候補者番号 **1** えざき かつひさ
江崎 勝久 (1941年8月27日生)

再任

所有する当社株式の数
255,610株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 6月 当社入社
1972年 11月 同 取締役秘書室長
1973年 11月 同 代表取締役副社長
1982年 6月 同 代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎勝久氏は、1982年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** えざき えつろう
江崎 悦朗 (1972年10月31日生)

再任

所有する当社株式の数
27,908株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4月 当社入社
2008年 6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長
2010年 4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長
2012年 4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当
2016年 6月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当
2017年 4月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、海外事業、広報・情報システム担当
2017年 10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO
2018年 10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO
2022年 1月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム、サステナビリティ、人事担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎悦朗氏は、当社入社以来、広告・開発業務に携わり、2008年6月に取締役に就任し、その後も情報システムの担当を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は代表取締役専務執行役員として、経営企画部門や海外部門の総責任者等を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3 くりき
栗木

たかし
隆 (1957年11月13日生)

再任

所有する当社株式の数

11,146株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月 当社入社

2006年 6月 同 取締役生物化学研究所長

2008年 6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長

2015年 7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長

2018年 4月 同 取締役常務執行役員、健康科学研究所長

2021年 1月 同 取締役、研究フェロー、現在に至る

取締役候補者とした理由

栗木隆氏は、当社入社以来、研究関連業務に携わり、2006年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任を願います。

候補者
番号

4 ほんざわ
本澤

ゆたか
豊 (1960年3月5日生)

再任

所有する当社株式の数

1,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社

2008年 8月 同 本社連結経理部統括部長

2010年 4月 同 本社経営管理部ジェネラルマネージャー

2012年12月 国際会計基準審議会(IASB)・世界作成者フォーラム(GPF)日本代表委員

2015年 1月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）北米エレクトロニクス事業会社 CFO

2018年 9月 同 米国統括会社 Senior Vice President (CFO)

2020年 3月 当社 取締役、コーポレートガバナンス担当、現在に至る

2020年 6月 SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）、現在に至る

[重要な兼職の状況]

・SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

本澤豊氏は、グローバル企業での長年にわたる経理・財務領域の経験や、国際会計基準に関する深い見識を有しているほか、組織経営に関する実務実績があることから、今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役として選任を願います。

候補者番号 **5** **益田 哲生** (1945年10月29日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1970年 4月 大阪弁護士会登録
- 2004年 4月 日本弁護士連合会 常務理事
- 2005年 4月 大阪弁護士会 会長、日本弁護士連合会 副会長
- 2007年 1月 中之島中央法律事務所 代表パートナー、現在に至る
- 2007年 4月 近畿弁護士会連合会 理事長、日本弁護士連合会 理事
- 2007年 7月 当社 独立委員会委員
- 2008年 6月 同 取締役、現在に至る
- 2018年 6月 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・中之島中央法律事務所 代表パートナー
- ・ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

益田哲生氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や豊富な経験をもとに、また、法律の専門家として独立した立場から当社の経営に対する助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** **加藤 隆俊** (1941年5月23日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1993年 7月 同 国際金融局長
- 1995年 6月 同 財務官
- 1997年 7月 同 顧問
- 1998年 9月 米国・プリンストン大学 客員教授
- 1999年 8月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）顧問兼早稲田大学 客員教授
- 2000年 8月 同 顧問兼早稲田大学 客員教授兼米国・クレアモント大学 客員教授
- 2004年 2月 国際通貨基金 副専務理事
- 2010年 6月 当社 取締役、現在に至る
- 2010年 9月 公益財団法人国際金融情報センター 理事長
- 2017年10月 同 顧問、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・公益財団法人国際金融情報センター 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤隆俊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融分野の専門家として、豊富な経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

おおいしかのこ

大石 佳能子

(1961年3月24日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 日本生命保険相互会社入社
- 1988年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 1993年 1月 同 パートナー
- 1997年 7月 同 顧問
- 2000年 6月 株式会社メディヴァ設立
同 代表取締役、現在に至る
- 2000年 7月 株式会社西南メディヴァ (現 株式会社シーズ・ワン) 設立
同 代表取締役、現在に至る
- 2004年 8月 医療法人社団プラタナス設立
同 総事務長、現在に至る
- 2015年 6月 参天製薬株式会社 社外取締役、現在に至る
- 2015年 6月 当社 取締役、現在に至る
- 2016年 3月 株式会社資生堂 社外取締役、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・株式会社メディヴァ 代表取締役
- ・株式会社シーズ・ワン 代表取締役
- ・参天製薬株式会社 社外取締役
- ・株式会社資生堂 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけることを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

はらじょうじ

原 丈人

(1952年10月10日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

2,158株

取締役会の出席状況

94%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 6月 デフタ パートナース グループ会長、現在に至る
- 1985年 4月 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、現在に至る
- 2006年10月 財務省 参与
- 2007年 1月 国際連合 政府間機関特命全権大使
- 2009年 9月 ザンビア共和国 大統領顧問
- 2013年 8月 内閣府 本府参与
- 2015年 6月 ニッコー株式会社 社外取締役、現在に至る
- 2019年 2月 当社 顧問
- 2019年 6月 同 取締役、現在に至る
- 2020年 7月 法務省 危機管理会議 委員、現在に至る
- 2020年 9月 同 危機管理会社法制会議 議長、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・デフタ パートナース グループ会長
- ・アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事
- ・ニッコー株式会社 社外取締役
- ・法務省 危機管理会議 委員
- ・法務省 危機管理会社法制会議 議長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原丈人氏は、企業経営及び政府機関における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、経営全般に助言をいただくことを期待しており、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原丈人氏は、デフタ パートナーズのグループ会長であり、同グループがジェネラルパートナーとして運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に、当社は10百万ドル出資しております。
2. 江崎勝久、江崎悦朗、栗木隆、本澤豊、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の7氏の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 原丈人氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年9ヶ月となります。
8. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また4氏の再選が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役会のスキル・マトリックス

		取締役							
		江崎勝久	江崎悦朗	栗木隆	本澤豊	益田哲生	加藤隆俊	大石佳能子	原丈人
専門性	企業経営・経営戦略	○	○	○	○		○	○	○
	バリューチェーン*	○	○	○				○	
	IT・デジタル		○		○			○	○
	海外事業/国際ビジネス	○	○		○		○	○	○
	人事・人材開発		○			○		○	
	財務・会計				○		○		
	法務・コンプライアンス・リスク管理	○	○	○	○	○	○		
その他専門分野		CSR活動		コーポレートガバナンス	労働法	国際金融	健康・医療 ビジネス CSR活動	先端技術M&A	

*バリューチェーンとは、お客様起点での価値創造に関わる、自社の研究・開発・調達・生産・販売など、お客様のお手元に商品（食品、サービス）が届くまでのすべての活動となります。

第3号議案 | 監査役1名選任の件

監査役吉田敏明氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 **よしだ** **としあき**
吉田 **敏明** (1949年2月14日生)

再任

所有する当社株式の数

535株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年 3月 日本生命保険相互会社入社
1993年 3月 同 年金運用部長
1999年 7月 同 取締役年金運用副本部長兼AMS推進部長
2000年 5月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役常務取締役
2004年 6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役副社長
2005年10月 独立行政法人通関情報処理センター 監事
2009年 4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役副会長
2011年 5月 企業活性パートナーズ株式会社 取締役
2013年 6月 当社入社 顧問
2014年 6月 同 常勤監査役、現在に至る

監査役候補者とした理由

吉田敏明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 吉田敏明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は吉田敏明氏との間で損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また、同氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、経済活動が再び制限される等引き続き厳しい状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、「おいしさと健康」の企業理念のもと、嗜好食品企業から日常必需食品企業へと変革するべく、①ロングセラーブランドの成長継続と立て直し、②健康付加価値ブランドの成長継続と習慣化、③社会課題の解決に向けた新たな市場の創造と拡大へ経営資源を集中するとともに、海外事業の成長加速に向けて取り組みました。

その結果、売上面では、食品原料部門、海外部門、健康事業を含むその他部門は前年同期を上回りましたが、菓子・食品部門、冷菓部門、乳業部門が前年同期を下回ったため、当連結会計年度の売上高は338,571百万円となり、前年同期(344,048百万円)に比べ1.6%の減収となりました。

利益面では、売上原価率は、その他部門を除く全ての部門で売上原価率が上昇したため前年同期に比べ0.5ポイント上昇しましたが、販売費及び一般管理費は、広告宣伝費、販売促進費等が減少しました。

その結果、営業利益は19,307百万円となり、前年同期(18,523百万円)に比べ784百万円の増益となりました。経常利益は営業利益段階での増益及び為替差益等により、21,708百万円となり、前年同期(19,641百万円)に比べ2,067百万円の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は13,519百万円となり、前年同期(11,836百万円)に比べ1,682百万円の増益となりました。

部門別の概況は次頁以降に記載のとおりであります。なお、営業利益で調整している1,954百万円は部門別の概況には含めておりません。調整の内容は、部門間取引消去・その他調整額及び各報告部門に配分していない全社費用等であります。全社費用等は、主に報告部門に帰属しない販売費及び一般管理費であります。

菓子・食品部門

主要な
商品

ポッキー、プリッツ、ビスコ、カプリコ、
DONBURI亭、クリアおぼさん

売上高

79,164百万円

前年同期比

11.3%減 ↓

営業利益

5,098百万円

前年同期比

135百万円増 ↑

売上面では、“クラッツ”等が前年同期を上回りましたが、“神戸ローストショコラ”“プリッツ”等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は79,164百万円となり、前年同期（89,280百万円）に比べ11.3%の減収となりました。

利益面では、販売促進費及び広告宣伝費の減少等により、営業利益は5,098百万円となり、前年同期（4,963百万円）に比べ135百万円の増益となりました。

冷菓部門

主要な
商品

パピコ、ジャイアントコーン、アイスの実、
セブンティーンアイス、パナッパ

売上高

87,766百万円

前年同期比

4.9%減 ↓

営業利益

3,799百万円

前年同期比

2,334百万円減 ↓

売上面では、“セブンティーンアイス”、卸売販売子会社の売上高等が前年同期を上回りましたが、“パピコ”“アイスの実”等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は87,766百万円となり、前年同期（92,302百万円）に比べ4.9%の減収となりました。

利益面では、減収及び売上原価率の上昇等により、営業利益は3,799百万円となり、前年同期（6,134百万円）に比べ2,334百万円の減益となりました。

乳業部門

主要な
商品

BifiXヨーグルト、カフェオーレ、
プッチンプリン、幼児のみもの、アイクレオ

売上高

79,892百万円

前年同期比

4.3%減 ↓

営業利益

2,095百万円

前年同期比

427百万円減 ↓

売上面では、“プッチンプリン”等が前年同期を上回りましたが、“BifiXヨーグルト”“カフェオーレ”等が前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は79,892百万円となり、前年同期(83,445百万円)に比べ4.3%の減収となりました。

利益面では、減収及び売上原価率の上昇等により、営業利益は2,095百万円となり、前年同期(2,522百万円)に比べ427百万円の減益となりました。

食品原料部門

主要な
商品

A-グル、澱粉、E-スターチ

売上高

10,524百万円

前年同期比

4.6%増 ↑

営業利益

919百万円

前年同期比

39百万円増 ↑

売上面では、「澱粉」等が前年同期を下回りましたが、「ファインケミカル」“A-グル”等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は10,524百万円となり、前年同期(10,059百万円)に比べ4.6%の増収となりました。

利益面では、増収に伴う売上総利益の増加等により、営業利益は919百万円となり、前年同期(879百万円)に比べ39百万円の増益となりました。

海外部門

主要な
商品

ポッキー、プリッツ、プジョイ

売上高

60,991百万円

前年同期比

19.6%増 ↑

営業利益

3,915百万円

前年同期比

1,334百万円増 ↑

売上面では、地域別において、中国、ASEAN、米国等で前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は60,991百万円となり、前年同期(50,998百万円)に比べ19.6%の増収となりました。

利益面では、増収に伴う売上総利益の増加等により、営業利益は3,915百万円となり、前年同期(2,581百万円)に比べ1,334百万円の増益となりました。

その他部門

主要な
商品

アーモンド効果、SUNAO、
「オフィスグリコ」

売上高

20,231百万円

前年同期比

12.6%増 ↑

営業利益

1,525百万円

前年同期比

1,243百万円増 ↑

売上面では、“アーモンド効果”“パワープロダクション”等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は20,231百万円となり、前年同期(17,961百万円)に比べ12.6%の増収となりました。うち、健康事業においては、当連結会計年度の売上高は15,311百万円となり、前年同期(12,921百万円)に比べ18.5%の増収となりました。

利益面では、増収及び売上原価率の低下等により、営業利益は1,525百万円となり、前年同期(281百万円)に比べ1,243百万円の増益となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度は総額165億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子・食品部門が21億円、冷菓部門が25億円、乳業部門が13億円、食品原料部門が2億円、海外部門が74億円、その他部門が27億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子・食品部門は大阪工場及び神戸工場の生産設備等、冷菓部門は自動販売機の新設及び更新等、乳業部門は那須工場及び東京工場の生産設備等、海外部門はインドネシアの生産設備等であります。

③資金調達の状況

運転資金につきましては内部資金の活用、または金融機関からの短期の借入により資金調達しております。設備資金等の中長期的な資金につきましては、内部資金の活用、または転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金調達しております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項目		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	350,270	288,187	344,048	338,571
経常利益	(百万円)	19,217	17,002	19,641	21,708
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,844	12,047	11,836	13,519
1株当たり当期純利益	(円)	180.02	185.31	182.48	208.44
総資産	(百万円)	348,452	343,812	340,081	356,745
純資産	(百万円)	220,853	220,915	222,551	241,177

(注) 2019年度は、決算期の変更により当社及び3月決算の国内子会社につきましては、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間を連結対象期間としております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社	大阪市 西淀川区	100百万円	100.0%	菓子、食品、冷菓、牛乳・乳製品の製造販売
上海江崎格力高食品有限公司	中国 上海市	138百万円	100.0%	菓子の製造販売
Glico Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	330百万ドル	100.0%	ASEAN各拠点の事業統括等
Glico North America Holdings, Inc.	米国	53百万ドル	100.0%	米国持株会社

(4) 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル技術の革新、人々の生活様式の変化、SDGsをはじめとする世界的な社会的要請への対応等、不確実性が増しております。原料価格や物流コストの上昇、アフターコロナにおけるニューノーマルに対応した消費行動の変化への対応、さらには「脱炭素・脱プラスチックなど地球環境・将来世代に負の財産を残さない企業活動」など、企業が取り組むべき課題も多様になっております。

このような経営環境の中で、消費者の健康意識の高まりに応じた健康価値を備えた商品の提供、並びに中国・東南アジア・北米の海外市場の成長継続は、当社グループにとっての事業拡大・強化の機会と捉えております。今後も国内外における経済状況や業界・市場動向等の変化、持続的企業活動の要請に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループの中長期的な成長のための重要な要素を、①お客様起点のバリューチェーン構築による、注力領域での新たな市場の創造と拡大②将来世代や地域社会を含む多様なステークホルダーと共存する、持続可能な企業活動の推進とし、対処すべき課題に対する具体的な事業活動を推進してまいります。

①お客様起点のバリューチェーン構築による、注力領域での新たな市場の創造と拡大

- お客様起点のバリューチェーンを構築し、価値創造、価値改善に取り組めます。
- 健康事業の拡大にむけ、5つの注力領域（発育・栄養の最適化、成長の支援、運動能力の強化、脳機能の向上、ヘルシーエイジング）の研究、商品・サービス開発に経営資源を集中させ、さらなる成長の実現に取り組めます。
- 研究・開発体制（イノベーション）の強化及びDX施策により、エビデンスに基づいた「おいしさと健康」の実現をすすめます。
- 中国・東南アジア・北米における事業成長を加速させ、当社グループの事業成長の基盤とします。

②将来世代や地域社会を含む多様なステークホルダーと共存する、持続可能な企業活動の推進

- 「Glicoグループ環境ビジョン2050」の達成を目指します。
- 人財育成への取り組みを強化するとともに、ダイバーシティ&インクルージョンをさらに推進し、多様な人財がより一層活躍できる基盤を整備します。
- 「健康経営」を推進し、従業員の健康維持・増進を積極的に支援し、組織力を向上させ、生産性の向上に取り組めます。
- 従業員一人ひとりのCSRへの意識を高め、コーポレートブランドの価値向上を図ることで、持続的な企業価値の向上に取り組めます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

部門	主な事業内容
菓子・食品	チョコレート、ビスケット、カレールウ、レトルト食品等の製造販売
冷菓	アイスクリーム等の製造販売
乳業	乳製品、洋生菓子、乳幼児用ミルク等の製造販売
食品原料	澱粉、色素等の製造販売
海外	海外での菓子・冷菓等の製造販売
その他	健康関連商品の製造販売、オフィスグリコ

(6) 主要な事業所及び工場 (2021年12月31日現在)

- ①当社本社 大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス (大阪市)
品川オフィス (東京都港区)
- ③当社支店 北海道東北エリア支店 (仙台市)、首都圏エリア支店 (東京都港区)、関東信越エリア支店 (群馬県高崎市)、中部エリア支店 (名古屋市)、近畿エリア支店 (大阪市)、中四国エリア支店 (広島市)、九州エリア支店 (福岡市)
- ④主要な子会社の工場 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 大阪工場 (大阪市)、神戸工場 (神戸市)

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,321名	39名 (減)

(注) 上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は3,305名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	309百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 270,000,000株
②発行済株式の総数 68,468,569株
(注) 発行済株式の総数には自己株式が3,530,377株含まれております。
③株主数 27,212名
④単元株式数 100株
⑤大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,055	10.87
掬泉商事株式会社	4,131	6.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,742	5.76
大同生命保険株式会社	3,500	5.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,214	3.41
佐賀県農業協同組合	1,943	2.99
江崎グリコ共栄会	1,668	2.57
大日本印刷株式会社	1,598	2.46
大正製薬ホールディングス株式会社	1,010	1.56
SMBC日興証券株式会社	984	1.52

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式3,530,377株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (信託口)」が保有する当社株式 (46,300株) を含めておりません。
3. 持株比率は自己株式 (3,530,377株) を控除して計算しております。

4. 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー及びその共同保有者であるMFSインベストメント・マネジメント株式会社が2020年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マサチューセッツ・ ファイナンシャル・サービス・ カンパニー	アメリカ合衆国02199、 マサチューセッツ州、ボストン、 ハンティントンアベニュー111	5,162	7.54
MFSインベストメント・ マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル	201	0.29
合計		5,364	7.84

5. 2021年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が2021年10月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,683	2.40
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	88	0.13
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	2,066	3.02
合計		3,838	5.34

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、転換社債型新株予約権付社債の保有に伴う潜在株式の数が含まれております。

⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,700株	4名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「2.(3)②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

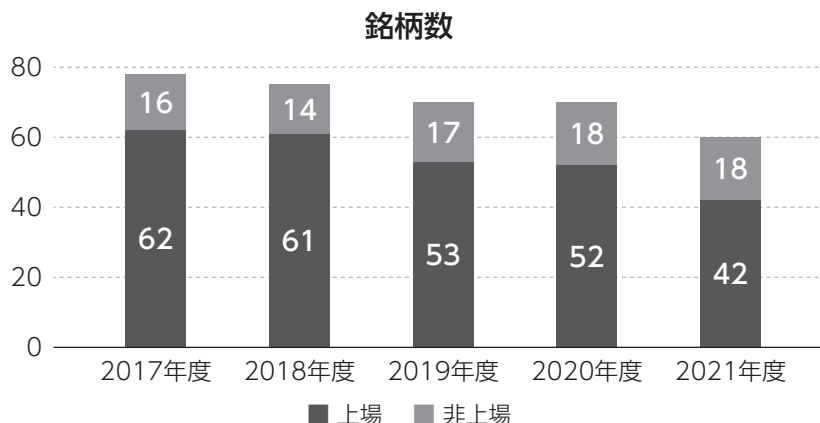
⑦その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

（ご参考）保有目的が純投資以外の目的である投資株式

当社は、コーポレートガバナンス報告書に記載の政策保有株式に関する方針に則った取組みにより、政策保有株式の縮減を実施しております。取締役会では毎年、中長期的な視点で個別に保有意義の確認と経済合理性の検証を行っております。2017年度期末時点に62銘柄の上場株式を保有していましたが、2021年度は11銘柄の上場株式の縮減を実施し、2021年度期末時点の上場株式は42銘柄となっております。

2021年度期末時点における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の連結貸借対照表計上額の合計は、288億円となり、連結純資産計上額2,411億円の11.9%となっております。



(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③その他新株予約権等の状況

2017年1月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	300億円
社債の発行日	2017年1月30日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする
転換価額	7,891.2円
新株予約権の行使期間	2017年2月13日から2024年1月16日まで

(注) 転換価額は、2022年2月14日開催の取締役会において期末配当を35円とする剰余金配当案が承認可決され、中間配当35円と合わせた2021年度の年間配当が1株につき70円と決定されたことに伴い、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、7,954.9円から7,891.2円に調整されました。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長		江崎勝久
代表取締役専務執行役員	経営企画本部長兼経営企画部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム、サステナビリティ担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO	江崎悦朗
取締役	研究フェロー、グリコ栄養食品株式会社 代表取締役	栗木隆
取締役	コーポレートガバナンス担当、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役、SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	本澤豊
取締役	中之島中央法律事務所 代表パートナー、ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役	益田哲生
取締役	公益財団法人国際金融情報センター 顧問	加藤隆俊
取締役	株式会社メディヴァ 代表取締役、株式会社シーズ・ワン 代表取締役、参天製薬株式会社 社外取締役、株式会社資生堂 社外取締役	大石佳能子
取締役	デフタ パートナース グループ会長、アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、ニッコー株式会社 社外取締役、法務省 危機管理会議 委員、法務省 危機管理会社法制会議 議長	原丈人
監査役（常勤）		吉田敏明
監査役（常勤）	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役	大貫明
監査役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所 所長、フジ住宅株式会社 社外取締役、昭栄薬品株式会社 社外取締役（監査等委員）	岩井伸太郎
監査役	大阪大学 名誉教授	宮本又郎
監査役	大同生命保険株式会社 代表取締役会長、学校法人関西学院 理事	工藤稔

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、岩井伸太郎、宮本又郎及び工藤稔の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役益田哲生氏は、弁護士資格を有しております。
 4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識を有するものであります。
 5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子、岩井伸太郎、宮本又郎及び工藤稔の6氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。

②取締役及び監査役の報酬等

■役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与及び株式報酬で構成する。ただし、社外取締役に株式報酬は支給しない。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例かつ固定の金銭報酬とし、役位、職責に応じて決定するものとする。

3) 賞与及び株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・業務執行取締役の賞与

業務執行取締役の賞与は、金銭による業績連動報酬等とし、イ.前連結会計年度での連結営業利益の目標値に対する達成度、ロ.前連結会計年度の担当部門の業績、及びハ.業績目標達成に向けての業務執行取締役の行動の評価に応じて支給する。イ.の目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。賞与の支給時期は、毎年、一定の時期とする。

・社外取締役の賞与

社外取締役の賞与は、金銭による業績連動報酬等とし、前連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。賞与の支給時期は、業務執行取締役と同じ時期とする。

・株式報酬

株式報酬は、譲渡制限を付した株式を付与するものとし、付与の方法としては、対象となる業務執行取締役に、その役位、職責に応じて当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定する額の金銭報酬債権を支給し、その支給を受けた業務執行取締役は、その金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。なお、係る金銭報酬債権を支給する際の具体的な支給時期及び金額については、取締役会において決定する。

4) 基本報酬の額、賞与の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、賞与のウエイトは社外取締役のそれよりも高まる構成とし、株式報酬を支給する場合のウエイトはその役位、職責に応じて当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の担当事業の業績及び業績目標達成に向けての各取締役の行動の評価を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	286 (26)	224 (24)	48 (2)	14 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	62 (19)	58 (18)	3 (1)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	349 (45)	283 (42)	51 (3)	14 (-)	13 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 賞与(業績連動報酬等)にかかる業績指標は①前連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度、②前連結会計年度の担当部門の業績、及び③業績目標達成に向けての業務執行取締役の行動の評価であります。①の目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式報酬であり、割当ての際の条件等は、「■役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告23頁「2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

当事業年度の業績連動報酬等の算定に用いた業績連動報酬の指標の目標値、実績値、及び選定の理由は下表のとおりです。

選定指標	目標値	実績値	選定理由
連結営業利益	180億円	185億円	企業価値の持続的な向上に対する意識を高めるため

■取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議等に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第115回定時株主総会において年額390百万円以内（うち、社外取締役年額35百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第113回定時株主総会において、株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年27,000株以内（社外取締役は付与対象外。当社と委任契約を締結している執行役員への報酬を含む）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第115回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 江崎勝久氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績及び業績目標達成に向けての各取締役の行動の評価を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の執行状況についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	益田 哲生	中之島中央法律事務所 代表パートナー ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加藤 隆俊	公益財団法人国際金融情報センター 顧問	記載すべき関係はありません。
社外取締役	大石 佳能子	株式会社メディアヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 参天製薬株式会社 社外取締役 株式会社資生堂 社外取締役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	原 丈人	デフタ パートナーズ グループ会長 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事 ニッコー株式会社 社外取締役 法務省 危機管理会議 委員 法務省 危機管理会社法制会議 議長	当社は、デフタ パートナーズグループがジェネラルパートナーとして運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に100万ドル出資しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。
社外監査役	岩井 伸太郎	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所 所長 フジ住宅株式会社 社外取締役 昭栄薬品株式会社 社外取締役（監査等委員）	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本 又郎	大阪大学 名誉教授	記載すべき関係はありません。
社外監査役	工藤 稔	大同生命保険株式会社 代表取締役会長 学校法人関西学院 理事	大同生命保険株式会社は、当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	益田哲生	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律の専門家として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社外取締役	加藤隆俊	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い見識に基づき、金融分野の専門家として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社外取締役	大石佳能子	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営者として独立した立場から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社外取締役	原丈人	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、社外取締役に就任以降、豊富な経験や実績に基づく幅広い見識に基づき、企業経営者として当社の経営に関する的確な助言をいただきました。
社外監査役	岩井伸太郎	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外監査役に就任以降、主に公認会計士・税理士としての幅広い専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮本又郎	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外監査役に就任以降、主に大学教授としての幅広い専門的見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	工藤稔	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、社外監査役に就任以降、主に企業経営者としての経験や実績に基づく幅広い見地から当社の経営に関する的確な助言をいただきました。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

69百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社グループの人権方針と、行動計画等の作成、企業のCSR活動や、人権デュー・デリジェンス支援等についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

- ①当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及びグループ会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。
 - 2) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の取締役はこれを遵守する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。
- ③当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、当社及びグループ会社の業務執行に係る各種リスクの予防及び迅速かつ確な対応を行うため、リスク対応に関する規程を制定し、リスクマネジメント担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたる。
 - 2) 「グループ監査室」（「⑤」「4」）の項に定義する。）にて各部門における損失にかかわるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を社長に報告するほか、必要に応じて各部門の担当役員及び監査役に報告する。
- ④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社及びグループ会社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
 - 2) 取締役会を毎月1回開催するほか、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期する。
- ⑤当社及びグループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の使用人に適用する。
 - 2) 「リスクマネジメント委員会」のもと、当社及びグループ会社の使用人が利用可能な内部通報制度として「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のための体制を構築する。
 - 3) 「リスクマネジメント委員会」の中に「コンプライアンス部会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を確立する。
 - 4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、当社及びグループ会社における内部統制の有効性と妥当性を確認する。
- ⑥当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

- 2) グループ会社における職務権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
 - 3) グループ会社におけるコンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス部会」が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
 - 4) 法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のため、グループ会社においても内部通報制度である「Glicoコンプライアンスホットライン」の利用を促進する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
 - 2) 「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
 - 3) 「監査役室」に所属する使用人は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - 2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は当社若しくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。
 - 3) 「グループ監査室」、「リスクマネジメント委員会」等は、当社監査役に対して定期的に当社及びグループ会社における内部監査、内部通報の状況等を報告する。
 - 4) 当社監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役への求めに応じ、必要な情報を提供し、各種会議への監査役への出席を確保する。
 - 2) 監査役への職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべきGlicoグループ「行動規範」を制定しております。また、当社グループの全ての取締役及び使用人が利用可能な内部通報制度として、「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見を図っております。さらに、社長直轄のリスクマネジメント委員会を構成する部会の一つであるコンプライアンス部会が中心となり、当社グループにおいて必要な社内規程を整備するとともに、法令・社内規程遵守の周知徹底と実践の励行及び必要な教育・研修を実施し、グループ全体でコンプライアンスを推進しております。

②リスクマネジメントに対する取り組み

以下の目的を実現するため、社長直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、グループのリスクマネジメントに繋がる事項に関する方針決定、クライシスへの対応、及びそれらに関する一切の事項を把握し審議のうえ施策の立案・実行を行っております。

- 1) グループにおけるリスクを把握するとともに、法令及び各種ルール等の遵守についてグループ内において周知徹底し、以て、リスクの顕在化によるクライシスの発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合に生じる負の影響を最小限に抑えるための策を講じることに努める。
- 2) 発生したクライシスにつき、それによって生じる損害を含む負の影響を最小限に抑えるとともに、当該クライシスによる危機状態からの早期の脱出及び回復を図ることに努める。

また、グループのリスクマネジメントの効果的な実現のため、同委員会直下の下部組織として、コンプライアンス部会、品質安全保証部会、情報セキュリティ部会、災害対策部会の4つの部会を設け、活動を行っております。さらに重大事案発生時には、同委員会とは別に緊急危機対策本部を設置することとしております。

③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社に対し、経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けているほか、主要なグループ会社において、当社の取締役や監査役が当該会社の役員を兼務し、重要な会議等に参加することで当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社グループにおいて定める職務権限及び意思決定の基準に基づき、グループ会社における重要な職務執行の意思決定について、当社取締役会等でも承認を行う体制とすることにより、グループ会社の業務のさらなる適正化を図っております。

④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社グループは、監査役に対し、当社グループの重要な会議への出席の機会を提供するほか取締役や使用人からの報告・聴取の機会を提供し、業務の執行状況全般にわたる監査役監査を実施することができる体制をとっております。また、当社グループでは、監査役と代表取締役、社外取締役、会計監査人及び「グループ監査室」が定期的に会合を開催し、相互の連携を図っております。

(7) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、連結配当性向35%以上を目安に安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、中間配当金は1株当たり35円、期末配当金は1株当たり35円とし、年間配当金は1株当たり70円といたしました。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は80円(100周年記念配当10円含む)を予定しております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方

針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2) 基本方針の実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めております。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2）の取組み）について

上記2）記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2021年12月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (2021年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	178,626	流動負債	72,150
現金及び預金	102,026	支払手形及び買掛金	32,373
受取手形及び売掛金	42,898	短期借入金	232
有価証券	219	未払費用	25,293
たな卸資産	28,155	未払法人税等	3,207
その他	5,409	販売促進引当金	4,106
貸倒引当金	△83	役員賞与引当金	67
固定資産	178,118	株式給付引当金	21
有形固定資産	101,080	その他	6,848
建物及び構築物	39,638	固定負債	43,416
機械装置及び運搬具	30,374	転換社債型新株予約権付社債	30,044
工具器具備品	4,132	長期借入金	77
土地	15,969	退職給付に係る負債	1,299
リース資産	697	繰延税金負債	7,006
建設仮勘定	10,268	その他	4,988
無形固定資産	15,967	負債合計	115,567
ソフトウェア	4,340	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	11,020	株主資本	223,470
のれん	391	資本金	7,773
その他	214	資本剰余金	9,959
投資その他の資産	61,071	利益剰余金	214,795
投資有価証券	41,627	自己株式	△9,057
長期貸付金	24	その他の包括利益累計額	17,320
長期前払費用	600	その他有価証券評価差額金	11,277
退職給付に係る資産	4,340	繰延ヘッジ損益	253
繰延税金資産	894	為替換算調整勘定	4,758
投資不動産	12,213	退職給付に係る調整累計額	1,030
その他	1,703	非支配株主持分	386
貸倒引当金	△334	純資産合計	241,177
資産合計	356,745	負債純資産合計	356,745

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	
売上高		338,571
売上原価		180,537
売上総利益		158,033
販売費及び一般管理費		138,726
営業利益		19,307
営業外収益		
受取利息及び配当金	980	
為替差益	261	
投資事業組合運用益	432	
持分法による投資利益	467	
不動産賃貸料	541	
補助金収入	328	
その他	924	3,935
営業外費用		
支払利息	37	
寄付金	83	
固定資産廃棄損	490	
固定資産除却損	151	
休止固定資産減価償却費	144	
その他	626	1,534
経常利益		21,708
特別利益		
固定資産売却益	746	
投資有価証券売却益	172	918
特別損失		
減損損失	119	
投資有価証券売却損	42	
投資有価証券評価損	1,363	
貸倒引当金繰入額	294	1,820
税金等調整前当期純利益		20,806
法人税、住民税及び事業税	7,082	
法人税等調整額	157	7,239
当期純利益		13,567
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		13,519

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2021年12月31日現在)	科 目	当事業年度 (2021年12月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	110,484	流動負債	50,021
現金及び預金	57,422	買掛金	24,401
受取手形	665	短期借入金	232
売掛金	29,222	未払金	3,175
有価証券	10	未払費用	14,545
商品及び製品	8,695	未払法人税等	2,411
仕掛品	506	預り金	2,830
原材料及び貯蔵品	8,944	販売促進引当金	2,286
短期貸付金	584	役員賞与引当金	67
未収入金	3,526	株式給付引当金	21
その他	931	その他	50
貸倒引当金	△25	固定負債	38,250
固定資産	186,526	転換社債型新株予約権付社債	30,044
有形固定資産	70,980	長期借入金	77
建物	26,545	退職給付引当金	57
構築物	1,163	預り保証金	2,398
機械及び装置	23,582	繰延税金負債	4,994
車両運搬具	10	その他	677
工具器具備品	2,541	負債合計	88,272
土地	14,610	純資産の部	
リース資産	38	株主資本	197,208
建設仮勘定	2,488	資本金	7,773
無形固定資産	14,502	資本剰余金	7,440
ソフトウェア	3,318	資本準備金	7,413
ソフトウェア仮勘定	10,995	その他資本剰余金	26
その他	187	利益剰余金	191,051
投資その他の資産	101,043	利益準備金	1,943
投資有価証券	35,729	その他利益剰余金	189,107
関係会社株式	39,824	固定資産圧縮積立金	6,089
出資金	1	オープンイノベーション促進税制積立金	200
関係会社出資金	7,297	別途積立金	128,893
長期貸付金	2,334	繰越利益剰余金	53,924
前払年金費用	2,922	自己株式	△9,057
投資不動産	12,213	評価・換算差額等	11,531
その他	1,137	その他有価証券評価差額金	11,277
貸倒引当金	△416	繰延ヘッジ損益	253
資産合計	297,011	純資産合計	208,739
		負債純資産合計	297,011

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	
売上高		234,746
売上原価		124,312
売上総利益		110,433
販売費及び一般管理費		98,458
営業利益		11,974
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,523	
為替差益	109	
投資事業組合運用益	432	
不動産賃貸料	541	
その他	1,723	5,331
営業外費用		
支払利息	17	
その他	1,199	1,216
経常利益		16,089
特別利益		
固定資産売却益	743	
投資有価証券売却益	172	915
特別損失		
減損損失	78	
投資有価証券評価損	1,363	
投資有価証券売却損	42	
貸倒引当金繰入額	294	
関係会社貸倒引当金繰入額	107	
関係会社株式評価損	372	2,258
税引前当期純利益		14,746
法人税、住民税及び事業税	3,925	
法人税等調整額	497	4,422
当期純利益		10,323

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 美 和 一 馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

江崎グリコ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 美 和 一 馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の取組みの内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
常勤監査役	大貫明	印
監査役	岩井伸太郎	印
監査役	宮本又郎	印
監査役	工藤稔	印

(注) 監査役岩井伸太郎、監査役宮本又郎及び監査役工藤稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

〒530-0001

大阪市北区梅田2-4-9 プリーゼタワー7F

サンケイホールブリーゼ

電話 (06) 6341-8888

※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



交通のご案内

- JR「大阪」駅下車 (桜橋口)より徒歩5分
- 阪神「大阪梅田」駅下車 (西口)より徒歩5分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田」駅下車 徒歩4分
または(10号出口)より徒歩3分
- JR東西線「北新地」駅下車
(10号出口)より徒歩3分

---▶ JR「大阪」駅・阪神「大阪梅田」駅・地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より地下通路(ガーデンアベニュー・西梅田地下歩行者通路)で直結しております。

→ JR東西線「北新地」駅からは10号出口をご利用いただき、地上からご入館いただくと便利です。



江崎グリコ株式会社

<https://www.glico.com/jp/>

